



平成 27 年 4 月 28 日

各位

会社名 新日本無線株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉 良
(コード番号:6911 東証1部)
問合せ先 総務部長 須藤雅教
(TEL:03-5642-8222)

「内部統制システムの整備の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日より施行されることに伴い、本日開催の当社取締役会において「内部統制システムの整備の基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役・従業員は、法令遵守(以下「コンプライアンス」という。)の拠り所として、新日本無線企業行動規準に従い、職務の執行を行う。
 - (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図る。
 - (3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - (4) 新日本無線企業行動規準の社内周知、体系的教育を実施することにより、役員および従業員のコンプライアンス意識の維持、向上を図る。
 - (5) 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
 - (6) 内部監査部門は、内部統制システムが有効に機能しているかを監視する。
 - (7) 当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
 - (8) 内部通報制度運用規程等に従い、通報者の保護の徹底と法令違反行為の早期発見・是正を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 株主総会・取締役会等の重要な会議の議事録、経営の重要な意思決定・執行に係る記録等は、文書管理規程および情報管理規程等に従い、適切かつ確実に記録、保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスクマネジメントを経営の重要課題と位置づけ、当社グループの内部統制システム運用規程、危機管理規程等に従い、リスクの洗い出し、リスク対策、リスク対策の検証、緊急事態発生時の対応を行う。
 - (2) 情報管理規程等に従い、個人情報・顧客情報を含む社内情報の社外流出リスクへの対応を行う。
 - (3) 与信管理規程等に従い、売掛債権の貸倒リスクへの対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業環境の変化に対応した経営の意思決定の迅速化および執行役員の権限と責任の明確化による業務執行体制の強化を目的とした執行役員制度を採用している。
 - (2) 常勤の取締役および執行役員で構成される業務執行会議を毎月 1 回以上開催して、業務執行の状況把握と相互牽制システムの充実を図る。

- (3) 決算業務および社内決裁等の迅速化・効率化を図る。
- (4) 職務分掌規程、職務権限規程等に従い、意思決定権限の明確化・効率化を図る。
- 5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社では、親会社である日清紡ホールディングス株式会社の取締役が当社取締役に就任しており、企業集団として業務執行の監督を受けている。
 - (2) 子会社各社の企業行動規準等を定め、当社グループ全社のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (3) 関係会社管理規程等に従い、各社毎の担当部門を定め、各社から業務に関する報告・連絡等を受ける。
 - (4) 当社の役員等が、子会社各社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。
 - (5) 当社が外部に設置している内部通報窓口(ヘルプライン)を、当社グループ全社に適用する。
- 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 内部統制システム運用規程に従い、財務報告の信頼性の向上を図り、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生ずることのないように努める。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役は、内部監査部門等に所属する従業員に監査業務に必要な事項を指示することができる。
 - (2) 監査役から監査業務に関する指示を受けた従業員は、監査役の指示に関し、取締役、所属部門の上司の指揮命令を受けない。
- 8. 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会・業務執行会議、その他経営に係る重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員から業務執行または監査業務の状況について報告を求めることができる。
 - (2) 監査役は、当社および子会社各社の取締役会議事録等の業務執行に係る記録を常に閲覧することができる。
 - (3) 監査役は、当社および子会社各社の稟議書等全ての決裁文書を確認することができる。
 - (4) 監査役は、全ての内部監査部門の監査に係る監査報告書および是正措置に係る報告書を閲覧することができる。また、内部監査部門は、内部監査に関する重要な事項を監査役に報告するとともに、監査役と連携を図る。
 - (5) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るため意見交換することができる。
 - (6) 当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員は、当社グループの信用の大幅な低下、業績への深刻な悪影響、コンプライアンスに抵触する重大な行為またはこれらのおそれが生じたときは、直接にまたは職制等を通じて、監査役に対して速やかに報告を行う。また、経理部門、内部監査部門等の責任者は、その職務の内容に応じ、監査役に対する報告を行う。
 - (7) 当社および子会社各社の取締役・従業員は、監査役に対して監査業務等に関する報告を行ったことを理由に、当該報告を行った者に不利益な取扱いをしない。
 - (8) 監査役の職務遂行に必要な費用は、当社が負担する。

以上